

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第 7 7 号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和 6 年 4 月 1 7 日
規則第 7 8 号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和 6 年 4 月 2 4 日
規則第 7 9 号	さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和 6 年 5 月 1 4 日
規則第 8 0 号	さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和 6 年 5 月 2 9 日
規則第 8 1 号	さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子 育 て 支 援 課	令和 6 年 5 月 3 0 日
規則第 8 2 号	さいたま市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則	自転車まちづくり推進課 車 両 対 策 事 務 所	令和 6 年 5 月 3 0 日
規則第 8 3 号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和 6 年 6 月 3 日
規則第 8 4 号	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	自転車まちづくり推進課	令和 6 年 6 月 4 日
規則第 8 5 号	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和 6 年 6 月 1 2 日
規則第 8 6 号	さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	幼 児 政 策 課	令和 6 年 6 月 1 2 日
規則第 8 7 号	さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和 6 年 6 月 2 5 日
規則第 8 8 号	さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和 6 年 6 月 2 8 日

さいたま市規則第 7 7 号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第 1（第 5 条、第 8 条関係）							別表第 1（第 5 条、第 8 条関係）						
(1) 〔略〕							(1) 〔略〕						
(2) 職印							(2) 職印						
ア～ウ 〔略〕							ア～ウ 〔略〕						
エ 区長印							エ 区長印						
公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者	公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者
さいた ま市区 長印	1	て ん 書	方 2 7	1	印影印刷、 電子印用	総務局 総務部 総務課 長	さいた ま市区 長印	1	て ん 書	方 2 7	1	印影印刷、 電子印用	総務局 総務部 総務課 長
さいた ま市区 長印	1 0	て ん 書	たて 5 よこ 2 0	1	特別永住 者証明書 及び在留 カード用	市民局 区政推 進部参 事又は 副参事 の職に ある者 で当該 部の長 が指定 するもの							
〔略〕							〔略〕						
オ～ク 〔略〕							オ～ク 〔略〕						
ケ 出納員領収印							ケ 出納員領収印						
			寸法（							寸法（			

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	ミリメ ートル	個 数	使用区分	保管者
さいたま市出 納員領 収印	[略]			<u>1</u> <u>4</u> <u>1</u>	[略]	
[略]						
[略]						
コ [略]						

別表第 2（第 5 条関係）

(1) [略]

(2) 職印

ア～ウ [略]

エ 区長印

[略]

[略]

10

さいたま市市長印

オ～コ [略]

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	ミリメ ートル	個 数	使用区分	保管者
さいたま市出 納員領 収印	[略]			<u>1</u> <u>4</u> <u>2</u>	[略]	
[略]						
[略]						
コ [略]						

別表第 2（第 5 条関係）

(1) [略]

(2) 職印

ア～ウ [略]

エ 区長印

[略]

[略]

[略]

オ～コ [略]

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第 7 8 号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 2（第 1 3 条関係）				別表第 2（第 1 3 条関係）			
[略]				[略]			
検査料	[略]			検査料	[略]		
<u>とう</u> 疼痛治療料	体外衝撃波疼痛治療料	1 回につき	1 0 , 0 0 0 円				
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 7 9 号

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）				
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額	
行政職給料表	[略]			行政職給料表	[略]			
	7 級	[略]			7 級	[略]		
		副区長				[略]	副区長	
		生涯学習総合センター及び中央図書館の館長					生涯学習総合センター及び中央図書館の館長	
		所長（さいたま市事業所事務分掌規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 8 7 号）別表第 1 に規定する第 1 類事業所（東京事務所を除く。）の長をいう。）					所長（さいたま市事業所事務分掌規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 8 7 号）別表第 1 に規定する第 1 類事業所（東京事務所、保健所、健康科学研究センター及び子ども家庭総合センターを除く。）の長をいう。）	
	副理事		副理事					
[略]			[略]					
[略]			[略]					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市職員の管理

職手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

さいたま市規則第 8 0 号

さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（身分証明書） 第 7 条 条例第 1 1 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、<u>国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 6 8 号）</u>に規定する別記様式とする。	（身分証明書） 第 7 条 条例第 1 1 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、<u>国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 6 8 号）</u>に規定する別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 8 1 号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則（平成 2 0 年さいたま市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 1 2 号を次のように改める。

様式第5号(第8条関係)

子育て支援医療費助成金受給資格登録申請書兼同意書

受給資格者	フリガナ				住所				
	氏名								
	生年月日		配偶者	有・無		電話番号			
乳幼児・児童	フリガナ				住所	(受給資格者と異なる場合に記入)			
	氏名								
	生年月日		続柄						
加入医療保険	保険証 記号・番号					払込希望金融機関 (保護者名義の口座)	名称	銀行 信用金庫 農協	支店 (出張所)
	世帯主・被保険者 組合員等氏名						預金 種目	普通	
	保険者名称						店番	口座 番号	
	保険者番号								
	資格取得年月日						フリガナ		
						名義人			

上記のとおり、子育て支援医療費助成金の受給資格の登録を申請します。

(宛先) さいたま市長

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

【所得状況及び医療費情報の取得に関する同意並びに高額療養費の照会・確認に関する同意並びに高額療養費の申請・受領に係る委任・同意について】

以下1～3の事項に同意し、3の事項についてさいたま市長に委任します。

1. 高額療養費の計算の必要が生じた場合、私（被保険者又は世帯主）及び私の世帯員の所得及び市民税・県民税の課税状況を調査することに同意します。
2. さいたま市から助成を受けた上記乳幼児・児童の医療費について、さいたま市が私の上記医療保険の保険者に対し医療費総額及び医療保険各法の規定により当該保険者から支給される高額療養費に関する照会・確認を行うこと、並びにさいたま市からの照会・確認に対して当該保険者がさいたま市へ回答することについて同意します。
3. さいたま市から助成を受けた上記乳幼児・児童の医療費について、さいたま市国民健康保険から当該医療費に係る高額療養費が支給される場合には、当該高額療養費の申請をさいたま市長に委任し、私に代わって当該高額療養費の全部又は一部をさいたま市が受領することに同意します。

(被保険者 ※国保加入の場合は世帯主)

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

様式第12号(第15条関係)

子育て支援医療費助成金受給資格内容等変更(消滅)届

受給資格証内容

受給者番号			
受給資格者氏名			
受給資格者住所			
乳幼児・児童氏名		生年月日	
乳幼児・児童住所			

変更(消滅)事項

受給資格者氏名			振込先金融機関		銀行 信用金庫 農協	
乳幼児・児童氏名						
受給資格者住所			支店名		支店 (出張所)	
乳幼児・児童住所						
加入医療保険	保険証記号・番号		店番			
	世帯主・被保険者・組合員等氏名		預金種目		普通	
	保険者名称		口座番号			
	保険者番号		フリガナ			
	資格取得年月日	年 月 日	名義人			
消滅事由						
消滅事由発生日						
備考						

上記のとおり変更・消滅が生じたのでお届けします。

(宛先) さいたま市長 年 月 日

住所

氏名

電話番号

【所得状況及び医療費情報の取得に関する同意並びに高額療養費の照会・確認に関する同意並びに高額療養費の申請・受領に係る委任・同意について】

以下1～3の事項に同意し、3の事項についてさいたま市長に委任します。

1. 高額療養費の計算の必要が生じた場合、私（被保険者又は世帯主）及び私の世帯員の所得及び市民税・県民税の課税状況を調査することに同意します。
2. さいたま市から助成を受けた上記乳幼児・児童の医療費について、さいたま市が私の上記医療保険の保険者に対し医療費総額及び医療保険各法の規定により当該保険者から支給される高額療養費に関する照会・確認を行うこと、並びにさいたま市からの照会・確認に対して当該保険者がさいたま市へ回答することについて同意します。
3. さいたま市から助成を受けた上記乳幼児・児童の医療費について、さいたま市国民健康保険から当該医療費に係る高額療養費が支給される場合には、当該高額療養費の申請をさいたま市長に委任し、私に代わって当該高額療養費の全部又は一部をさいたま市が受領することに同意します。

(被保険者 ※国保加入の場合は世帯主) 年 月 日

住所

氏名

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 2 1 日から施行する。

さいたま市規則第 8 2 号

さいたま市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市自転車等放置防止条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第 6 号（第 9 条関係） 自転車等売却代金返還通知書 [略] 次のとおり、売却代金が返還になりますので、本通知書と印鑑をご持参の上、月曜日から金曜日までの午前 時から午後 時までの間にさいたま市へご来庁ください。 なお、口座振込をご希望の方は、右記の「支払金口座振替依頼書」にご記入の上、切り取ってさいたま市 までご郵送ください。 また、撤去及び保管費用等として自転車については <u>2, 5 0 0 円</u> 、原動機付自転車については <u>4, 0 0 0 円</u> を売却代金から徴収いたしますので、ご了承ください。 [略] [略]	様式第 6 号（第 9 条関係） 自転車等売却代金返還通知書 [略] 次のとおり、売却代金が返還になりますので、本通知書と印鑑をご持参の上、月曜日から金曜日までの午前 時から午後 時までの間にさいたま市へご来庁ください。 なお、口座振込をご希望の方は、右記の「支払金口座振替依頼書」にご記入の上、切り取ってさいたま市 までご郵送ください。 また、撤去及び保管費用等として自転車については <u>1, 0 0 0 円</u> 、原動機付自転車については <u>2, 0 0 0 円</u> を売却代金から徴収いたしますので、ご了承ください。 [略] [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市自転車等放置防止条例施行規則様式第 6 号の規定は、令和 6 年 1 月 4 日以降に撤去された自転車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車又は同項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。以下同じ。）の売却代金の返還に係る通知について

適用し、同日前に撤去された自転車等の売却代金の返還に係る通知については、なお従前の例による。

さいたま市規則第 8 3 号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 2 （第 1 3 条関係）			別表第 2 （第 1 3 条関係）		
[略]			[略]		
予防 接種 料	五種混合	5, 0 0 0 円	予防 接種 料	[略]	
	四種混合	[略]		四種混合	[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 8 4 号

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第 5 号（第 4 条関係） 定期駐車券交付申請書 [略] (宛先) [略] [略] 自動車長さ (6. 0 m以内) [略] 自動車幅 (2. 0 m以内) [略] [略] [略] [略]	様式第 5 号（第 4 条関係） 定期駐車券交付申請書 [略] (あて先) [略] [略] 自動車長さ (5. 0 m以内) [略] 自動車幅 (1. 9 m以内) [略] [略] [略] [略]
様式第 6 号（第 4 条関係） 定期駐車券再交付申請書 [略] (宛先) [略] [略] 自動車長さ (6. 0 m以内) [略] 自動車幅 (2. 0 m以内) [略] [略] [略] [略]	様式第 6 号（第 4 条関係） 定期駐車券再交付申請書 [略] (あて先) [略] [略] 自動車長さ (5. 0 m以内) [略] 自動車幅 (1. 9 m以内) [略] [略] [略] [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 8 5 号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成 1 6 年さいたま市規則第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（身分証明書） 第 1 0 条 条例第 2 5 条第 2 項の身分を示す証明書は、<u>国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 6 8 号）</u>に規定する別記様式とする。	（身分証明書） 第 1 0 条 条例第 2 5 条第 2 項の身分を示す証明書は、<u>国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 6 8 号）</u>に規定する別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 8 6 号

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 6 年さいたま市規則第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第 2 9 号（第 2 5 条関係）				様式第 2 9 号（第 2 5 条関係）			
[略]				[略]			
特定子ども・子育て支援施設等確認通知書				特定子ども・子育て支援施設等確認通知書			
[略]				[略]			
施設 ・ 事業 所	[略]			施設 ・ 事業 所	[略]		
	施設 の 種 類	[略]	※子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 2 0 第 3 項を満たしているか否かの別（教育時間を含めた教育・保育の提供が 1 日当たり 8 時間以上、1 年当たり 2 0 0 日以上）		施設 の 種 類	[略]	※子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 1 8 第 3 項を満たしているか否かの別（教育時間を含めた教育・保育の提供が 1 日当たり 8 時間以上、1 年当たり 2 0 0 日以上）
[略]				[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 8 7 号

さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則

さいたま市住宅用家屋証明規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(証明申請の手続) 第 2 条 〔略〕 2 個人が新築した家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、前項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第 4 号の申立書については、提出に限る。 (1) 当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 1 0 条第 2 号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するもの（以下「認定長期優良住宅」という。）であるときは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 2 1 年国土交通省令第 3 号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第 1 号様式による認定申請書の副本及び第 2 号様式による認定通知書（長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について長期優良住宅普及促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を受けたときは、長期優良住宅普及促進法施行規則第 5 号様式による変更認定申請書の副本及び第 4 号様式による変更認定通知書） (2) 当該家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物（以下単に「低炭素建築物」という。）であるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号。以下「都市低炭素化促進法施行規	(証明申請の手続) 第 2 条 〔略〕 2 個人が新築した家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、前項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第 4 号の申立書については、提出に限る。 (1) 当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 1 0 条第 2 号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するもの（以下「認定長期優良住宅」という。）であるときは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 2 1 年国土交通省令第 3 号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第 1 号様式による認定申請書の副本及び第 2 号様式による認定通知書（長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について長期優良住宅普及促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を受けたときは、長期優良住宅普及促進法施行規則第 5 号様式による変更認定申請書の副本及び第 4 号様式による変更認定通知書。 <u>次項第 1 号において同じ。</u> ） (2) 当該家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物（以下単に「低炭素建築物」という。）であるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号。以下「都市低炭素化促進法施行規

則」という。)別記様式第5による認定申請書の副本及び別記様式第6による認定通知書(都市低炭素化促進法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたときは、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第7による変更認定申請書の副本及び別記様式第8による変更認定通知書)

(3) [略]

(4) 当該個人が、当該家屋の所在地への住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は第23条に規定する住所の異動に関する手続を済ませているときは住民票の写し、住所の異動に関する手続を済ませていないときは入居(予定)年月日等を記載した当該個人の申立書

(5)～(8) [略]

3 個人が取得した建築後使用されたことのない家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第3号の証明書並びに第5号の申立書及び証明書については、提出に限る。

(1)～(3) [略]

(4) 当該個人が当該家屋の所在地への住民基本台帳法第22条又は第23条に規定する住所の異動に関する手続を済ませているときは住民票の写し

(5) 当該個人が当該家屋の所在地への住民基本台帳法第22条若しくは第23条に規定する住所の異動に関する手続を済ませていないときは、入居(予定)年月日等を記載した当該個人の申立書又は当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する宅地建物取引業者の証明書(当該宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合に限る。)

(6) 抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために証明を受けようとするときは、当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のためのものであることを確認できる金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。)等の書類

(7) 前項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類

則」という。)別記様式第5による認定申請書の副本及び別記様式第6による認定通知書(都市低炭素化促進法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたときは、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第7による変更認定申請書の副本及び別記様式第8による変更認定通知書。次項第2号において同じ。)

(3) [略]

(4) 申請者が、当該家屋の所在地への住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は第23条に規定する住所の異動に関する手続を済ませているときは住民票の写し、住所の異動に関する手続を済ませていないときは入居(予定)年月日等を記載した当該申請者の申立書

(5)～(8) [略]

3 個人が取得した建築後使用されたことのない家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第3号の証明書及び前項第4号の申立書については、提出に限る。

(1)～(3) [略]

(4) 前項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる書類

(8) [略]

4 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類のうち前項第5号の申立書及び証明書については、提出に限る。

(1)・(2) [略]

(3) 租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類（以下この号において「増改築等工事証明書」という。）。ただし、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、増改築等工事証明書に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のア及びイに掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

ア・イ [略]

(4) 第2項第5号並びに前項第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類

(5) [略]

（証明書の交付）

第3条 市長は、住宅用家屋証明の申請があった場合において、提出し、又は提示された書類に照ら

(5) [略]

4 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第2項第4号の申立書については、提出に限る。

(1)・(2) [略]

(3) 租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する増改築等工事証明書（様式第2号）。ただし、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、増改築等工事証明書に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のア及びイに掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

ア・イ [略]

(4) 第2項第4号、第5号及び第7号並びに前項第2号に掲げる書類

(5) [略]

（証明書の交付）

第3条 市長は、住宅用家屋証明の申請があった場合において、提出し、又は提示された書類に照ら

して、その申請の内容が租税特別措置法施行令第41条又は第42条第1項の規定に該当し、かつ、その申請の手続がこの規則に適合していると認められるときは、住宅用家屋証明書（様式第2号）を交付するものとする。	して、その申請の内容が租税特別措置法施行令第41条又は第42条第1項の規定に該当し、かつ、その申請の手続がこの規則に適合していると認められるときは、住宅用家屋証明書（様式第3号）を交付するものとする。
--	--

様式第2号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第2号（第3条関係） [略]	様式第3号（第3条関係） [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市住宅用家屋証明規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第 88 号

さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

さいたま市市長職務代理者規則（平成 15 年さいたま市規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市長の職務を代理する副市長の順位） 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第 1 順位 日野徹 第 2 順位 高橋篤 第 3 順位 <u>新屋千樹</u>	（市長の職務を代理する副市長の順位） 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第 1 順位 日野徹 第 2 順位 高橋篤 第 3 順位 <u>小川博之</u>

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。